

農業用廃プラスチック処理方法について

「ポリエチレン」、「塩化ビニール」を分別せず混合で搬入受付が可能です。

『協同開発舗装』および『青南商事』と契約していない農家は搬入受け付けできません。

まだ契約していない方は、契約が必要です。 ※過去に契約している農家は不要です。

●申し込みから搬入までの流れ（契約が必要な方の場合）

申し込み	受付期間	7月2日(月)～8月31日(金) ※農協・市役所（土、日、祝日を除く）、農事共栄組合（日曜を除く）
	受付場所	J Aごしょつがる木造総合支店 J Aつがるにしきた（つがる・森田・富菟支店） ※農協以外の口座をご利用の方は農事共栄組合または市農林水産課にお申し込みください。
	受付方法	処理委託申込書、口座引落承諾書に記入します（認め印が必要）。 ※農協受付の場合は、通帳届出印も必要



契約	①申し込みされた農家に契約書様式が届きます。 ②必要事項を記入した契約書を、返信用封筒で『協同開発舗装』へ送付します。 ③手続きが完了した契約書が農家に送られ、搬入処理が可能となります。
----	---



搬入	受付期間	7月～10月の月～水曜日（8時～12時）祝日可
	受付場所	協同開発舗装（木造館岡上沢辺143-107）
	種類	ポリエチレン、塩化ビニール、育苗箱、肥料袋、農薬ポリ容器など
処分料金 (農家負担額)	675円/10kg（市負担額50円/10kg） ※処分料金の引き落としは10月、12月頃（2回）を予定しています。 ※搬入1回につきマニフェスト1枚（30円、申込窓口で販売）が必要となります。	

●過去に契約している方は、申し込み後に搬入することができます。

申し込みの受付期間 7月2日(月)～10月31日(水)

受け付けの際には「処理委託申込書」が不要となります。

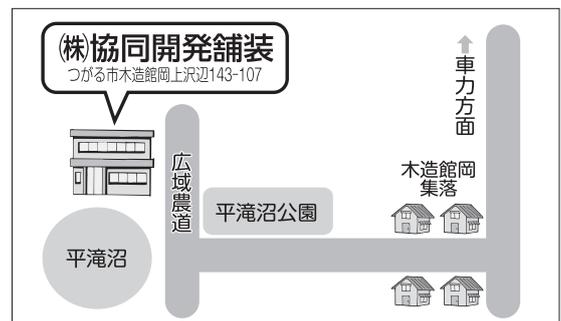
※協同開発舗装へ搬入する方は、見える場所に「産業廃棄物収集運搬車」の紙を表示することが義務付けられていますので、必ず表示して下さい。「産業廃棄物収集運搬車」の紙は受付で配布します。また、「契約済みカード」も持参し、窓口で受け付けしてください。持参しなかった場合は、確認のため所要時間がかかるので注意してください。

※協同開発舗装以外の事業者で処理された方も、処理数量1kg5円の助成があります。処理された方は、農林水産課にて受け付けしますので、①処理数量の分かるマニフェストおよび領収書 ②助成金の振込通帳 ③通帳の届出印を持参してください。

受け付けは、7月2日から11月30日までの平日9時～17時15分。領収書は7月2日から10月31日までの搬入日付のものに限ります。

【問い合わせ先】

つがる市農林水産課	電話42-2111（内線411）
J Aごしょつがる 木造総合支店	電話42-9144
J Aつがるにしきた	
つがる支店	電話46-2215
森田支店	電話26-3018
富菟支店	電話56-3171
つがる市農事共栄組合事務局	電話42-3205
株式会社協同開発舗装	電話45-3204



下水道の適切な使用をお願いします

下水道に下着類・油類などの異物が流され、マンホールポンプが故障したことにより、家庭からの排水がで
きなくなるといった事例が頻発しております。下水道を使用するに当たっては、下記事項にご注意のうえ、適
切な使用に努めていただきますようお願いします。

・・・日常の心がけ・・・

◆水洗トイレでは・・・

- トイレットペーパー以外の紙（ティッシュペーパーなど）は使用しないで下さい。
下水管の詰まりの原因となります。（生理用品などは汚物入れで処理してください）
- 下水道に下着類や紙おむつ、ウエットティッシュ、タオルなどが流されております。
絶対にこれら異物をトイレに流さないようお願いします。



◆排水口に異物を流さないでください

- 野菜くず、布きれなどは流さないでください。
- 食料廃油（天ぷら油やサラダ油）などの油脂類を流すと管路が
閉塞したり処理施設での処理ができなくなりますので、流さ
ないでください。



◆その他として・・・

- 宅地内の排水設備は定期的に点検し、ごみなどを取り除き清掃してください。
- 生活排水以外は流さないでください。

【問い合わせ先】 下水道課 電話42-2111（内線374）

排水設備工事責任技術者試験

日 時 10月17日(水) 14時
試験会場 青森市・弘前市・五所川原市・八戸市
受験料 8,000円（振込手数料が別途必要）
申し込み 7月2日(月)～7月31日(火)
※土・日曜日、祝日を除く
下水道課で申込書を配布・受付します。
※受験資格に一定要件がありますのでお
問合せください。

合格発表 11月8日(木)

【問い合わせ先】

下水道課 電話42-2111（内線372）

農地パトロールの実施について

農業委員会では農地パトロール（農地法第30条第
1項に基づく利用状況調査）を実施し、遊休農地の
把握と農地の無断転用の防止に努め、地域の重要な
資源である農地を守り生かす運動を展開していま
す。

《調査月間》農地パトロールは、
毎年7月から10月までを調査
月間として実施しますので、ご
理解とご協力をお願いします。



【問い合わせ先】

農業委員会事務局 電話25-3820

(仮称)つがる西洋上風力発電事業 環境影響評価方法書 縦覧および説明会の開催

中泊町、五所川原市、つがる市および鱒ヶ沢町の沖合において計画している風力発電事業に関して、環境影
響評価に係る調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧してい
ます。また、事業および方法書の内容についての説明会を以下のとおり開催します。

縦覧書類 (仮称) つがる西洋上風力発電事業 環境影響評価方法書

縦覧場所 市役所企画調整課および車力出張所

縦覧期間 6月29日(金)～7月30日(月) 8時30分～17時15分 ※土日・祝日を除く

電子縦覧ホームページ (<http://www.jwd.co.jp/tsugarunishi>)

意見書の受け付け 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に氏名、住所および意見をご記
入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、8月13日(月)
までに問い合わせ先へ郵送してください（当日消印有効）。

環境影響評価方法書に関する説明会

7月10日(火) 19時 南広森コミュニティ消防センター

7月11日(水) 19時 牛瀧公民館 ※どちらも1時間30分程度

【問い合わせ先】 〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目4番14号 物産ビル

日本風力開発株式会社 担当：千葉、長谷川（電話03-3519-7481）